

「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例

（通称：景観支障防止条例）及び施行規則の改正」に対する意見募集実施について

和歌山県では、著しく劣悪な建築物等の景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、平成24年1月に「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、空き家等の未利用の建築物等が廃墟とならないように最低限の規範を定めるとともに、周辺住民の方々から県に対して、規範が守られていない建築物等の所有者等に必要な措置をとらせるよう要請することができるとしています。

景観行政団体である県としては、昨年12月に「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定され、また、今後、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録を控えている等の状況を踏まえ、より積極的に良好な景観形成を進める必要があると考えています。

空き家対策については、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」が施行され、同法では、市町村が空き家等の対策を行い、県は市町村の取組を支援することとされました。このため、空き家対策の実施主体である市町村との関係に留意しつつ、特に世界遺産周辺等の景観上重要な地域に存する著しく劣悪な景観を有する建築物等については、これまでの周辺住民の方々からの要請に加え、市町村長からの要請により県が当該建築物等の所有者に対して必要な措置をとるよう命令等を行うことができる条例の改正を検討しているところです。

今般、この改正案に対して県民の皆様からの幅広いご意見やご提案を募集します。

皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえてさらに検討を進め、条例及び施行規則の改正を行う予定です。

○公表資料

- ・建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（通称：景観支障防止条例）及び施行規則の改正の方針について
- ・（参考資料1）建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（現行）
- ・（参考資料2）建築物等の外観の維持保全及び
景観支障状態の制限に関する条例施行規則（現行）

○資料の閲覧方法

- ・県のホームページ
和歌山県のホームページから閲覧、ダウンロードすることができます。（PDF形式）
 - ・県民意見募集ページ
（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu/ikenbosyu_index.html）
 - ・都市政策課ホームページ
（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/pubcom_shisyoukaisei/ikennbosyu.html）

・県の機関への備え付け

県庁都市政策課（県庁南別館 10階）

和歌山県情報公開コーナー（県庁本館 2階）

各振興局建設部総務調整課（串本建設部においては総務管理課）

閲覧時間：午前9時～午後5時(ただし、土日祝日を除く)

○募集期間

平成28年4月18日（月）～平成28年5月1日（日）

○ご意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください（様式は問いません）。

なお、ご意見等の概要を公表する際には住所、氏名及び電話番号は公表しません。

電子メール keikan@pref.wakayama.lg.jp

郵送 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班

ファックス 073-441-3232

〈問い合わせ先〉

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班

和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-3228 担当（平畑、前山）